

京都市消防局訓令乙第1号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局部長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年4月30日

京都市消防局長 森澤正一

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(共通専決事項及び特定専決事項以外の事項の専決)

第5条 前2条の規定にかかわらず、部長等は、別表第1及び別表第2に掲げる専決事項以外の事項で、自己の専決事項に準じると認めるものについて、専決することができる。

別表第1部長、室長及び校長の項第6号中「規定する」を「掲げる」に改め、「轻易な」を削り、同表担当部長の項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる事項のほか、担当業務に係る事務事業の計画及び実施に関すること。

別表第1課長（防災課長及び危機管理課長を除く。）の項に次の1号を加える。

(9) 前各号及び別表第2に掲げる事項のほか、所管業務に係る轻易な事務事業の計画及び実施に関すること。

別表第1防災課長及び危機管理課長の項に次の1号を加える。

(8) 前各号及び別表第2に掲げる事項のほか、所管業務に係る軽易な事務事業の計画及び実施に関すること。

別表第1 担当課長の項に次の1号を加える。

(2) 担当業務に係る軽易な事務事業の計画及び実施に関すること。

別表第1 消防署長の項第7号中「物件、労力その他」を「物品等」に改める。

別表第2 総務部長の項第1号中「所属長」の右に「(室長を除く。次号において同じ。)並びに防災課長及び危機管理課長」を加え、同項中第10号を削り、第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 1件5,000,000円以下の予算の流用及び移用に関すること。

別表第2 総務部長の項第13号中「物件、労力その他」を「物品等」に、「これ」を「契約並びにこれら」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表第2 総務部長の項第14号中「これ」を「工事請負契約並びにこれら」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表第2 庶務課長の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2 施設課長の項第6号を次のように改める。

(6) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。ただし、契約にあっては、1件100,000円以下の契約及び理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表第2施設課長の項第7号を削り、同項第8号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を削り、同項第12号中「これ」を「工事請負契約並びにこれら」に改め、同号に次のただし書きを加える。

ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表第2施設課長の項中第12号を第9号とし、第13号から第19号までを3号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成16年5月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)